

令和 5 年矢板市議会定例会

第 389 回隨時會議

報告事項説明書

令和 5 年 7 月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第389回随時会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和5年5月6日、栃木県矢板市矢板90番地の駐車場において発生した車両事故について、相手方が市の損害額を全額負担し和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第2号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出については、株式会社やいた未来の令和4年度の経営状況、令和5年度の事業計画、収支予算及びその説明する書類について、法の定めるところにより、提出するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（財政状況の公表等）

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政

令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略